

まちづくり提案制度の概要について  
 (手続の流れと H27. 6. 17 提案の経過状況)

手続の流れ	6/17 提案の経過
<p>1 提案書の提出            →現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を提案            →年齢満 20 歳以上の市民 10 人以上の連署が必要</p>	<p>・ 6/17 提案書受理</p>
<p>2 書類審査（署名した者の年齢・住所の確認）、提案書は市ホームページ等で公表する。</p>	<p>・ 6/19 提案書公表</p>
<p>3 まちづくり提案代表者が意見を述べる場を設けることを求めたときは、その場を設定し、当該提案内容について所管する部の職員が出席して提案者の意見を聴かなければならない。原則公開で実施。</p>	<p>・ 7/6 提案説明会（関係する部の次長・局長出席）</p>
<p>4 まちづくり提案に対する検討の結果及び理由を提案代表者に対して通知するとともに公表する。</p>	<p>・ 8/3 検討結果の通知            (提案不採択)            ・ 8/5 検討結果の公表</p>
<p>5 提案代表者は、まちづくり提案に対する検討結果に不服がある場合は、その公表があった日から起算して 15 日以内に再検討の申し出をすることができる。</p>	<p>・ 8/18 再検討申出書受理</p>
<p>6 まちづくり提案再検討申出書が提出されたときはこれを公表するとともに、市政への市民参加推進委員会に当該提案内容について諮問し意見を聴く。</p>	<p>・ 8/25 再検討申出書公表            ・ 9/14 市政への市民参加推進委員会開催</p>
<p>7 市政への市民参加推進委員会の意見を踏まえて再検討を行い、当該再検討の結果について提案代表者に通知する。また、再検討の結果について公表する。</p> <p>(まちづくり提案手続きとしては終了)</p>	

## ○三田市市政への市民参加条例（抜粋）

（まちづくり提案）

- 第21条 市民(年齢満20歳以上の市内に在住する者に限る。次条において同じ。)は、10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができる。
- 2 市長等は、前項の提案があったときは、非公開情報を除き、当該提案の概要を公表しなければならない。
  - 3 市長等は、第1項の提案を総合的に検討し、その結果及び理由を当該提案の提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、公表しなければならない。
  - 4 市長等は、提案代表者が希望するときは、前項の検討に当たって、意見を述べる場を設けなければならない。
  - 5 提案代表者は、第3項の規定による検討結果に不服があるときは、市長等に対して再度検討することを申し出ることができる。
  - 6 市長等は、前項の申し出があったときは、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条に規定する三田市市政への市民参加推進委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、再度検討しなければならない。
  - 7 第2項及び第3項の規定は、第5項の申し出があったときに準用する。

## ○三田市市政への市民参加条例施行規則（抜粋）

（まちづくり提案の方法等）

第13条 条例第21条第1項による提案を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長に持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提案者の氏名及び住所
  - (2) まちづくり提案の内容及び理由
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第21条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 提案の内容
  - (2) 提案代表者の氏名
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 条例第21条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
  - (2) 提案を受けた政策に対する市長の考えと理由
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- （まちづくり提案における意見陳述）

第14条 市長は、条例第21条第4項の規定による意見を述べる(以下「意見陳述」という。)場を設けるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行う期日までに相当な期間において、その日時及び場所を通知するものとする。

- 2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、意見陳述の日時の変更を申し出ることができる。
  - 3 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができる。
- （まちづくり提案における再検討の申し出）

第15条 条例第21条第5項の規定による申し出は、同条第3項に規定する公表の日から起算して15日以内にしなければならない。

- 2 前項の再検討の申し出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。
  - (1) 再検討を申し出る提案の名称又はその内容
  - (2) 再検討を申し出る理由
- 3 第13条第2項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第2項に規定する公表について、第13条第3項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第3項に規定する公表についてそれぞれ準用する。